原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令　新旧対照表　目次

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第一条関係）……1
○原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）（第一条関係）……2
○原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）（第一条関係）……3
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第二条関係）……4
○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）（第三条関係）……41
○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（第四条関係）……43
○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（第五条関係）……45
○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十二号）（第六条関係）……47
○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第七条関係）……48
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（第八条関係）……49
○原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令（平成二十三年政令第九十九号）（第九条関係）……50
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の適用の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）（第十条関係）……51

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）	別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

	貨物	地域
一～一九	（略）	（略）
二〇	核原料物質及び核燃料物質（使用済燃料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）	全地域
二一～四五	（略）	（略）

	貨物	地域
一～一九		（略）
二〇	核原料物質及び核燃料物質（使用済燃料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第九項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）	全地域
二一～四五	（略）	（略）

○原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）（第一条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（原子炉の運転等） 第一条　原子力損害の賠償に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次の行為（第一号から第五号までに掲げる行為については、それぞれ、当該行為が行われる工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。以下同じ。）において当該行為に付随してする第六号イからハまでに掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）とする。 一～五　（略） 六　前各号に掲げる行為が行われる工場又は事業所の外においてそれぞれ当該行為に付随してする次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄（前各号に掲げる行為が行われる他の原子力事業者の工場又は事業所において当該他の原子力事業者がそれぞれ当該行為に付随してするものに該当する場合におけるものを除く。） イ　（略） ロ　規制法第二条第十項に規定する使用済燃料 ハ　（略）	（原子炉の運転等） 第一条　原子力損害の賠償に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次の行為（第一号から第五号までに掲げる行為については、それぞれ、当該行為が行われる工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。以下同じ。）において当該行為に付随してする第六号イからハまでに掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）とする。 一～五　（略） 六　前各号に掲げる行為が行われる工場又は事業所の外においてそれぞれ当該行為に付随してする次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄（前各号に掲げる行為が行われる他の原子力事業者の工場又は事業所において当該他の原子力事業者がそれぞれ当該行為に付随してするものに該当する場合におけるものを除く。） イ　（略） ロ　規制法第二条第九項に規定する使用済燃料 ハ　（略）

○原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（実用再処理施設） 第一条　原子力損害賠償支援機構法（以下「法」という。）第三十八条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二条第十項に規定する再処理をいう。）を行う再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。）であって試験研究の用に供するもの以外のものとする。	（実用再処理施設） 第一条　原子力損害賠償支援機構法（以下「法」という。）第三十八条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二条第九項に規定する再処理をいう。）を行う再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。）であって試験研究の用に供するもの以外のものとする。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）

（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　定義（第一条―第三条） 第二章　製錬及び加工の事業に関する規制（第四条―第十一条） 第三章　原子炉の設置、運転等に関する規制 第一節　試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第十二条―第二十条） 第二節　発電用原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十条の二―第二十条の六） 第四章　貯蔵、再処理及び廃棄の事業に関する規制（第二十一条―第三十七条） 第五章　核燃料物質、核原料物質及び国際規制物資の使用等に関する規制（第三十八条―第五十八条） 第六章　雑則（第五十九条―第六十五条） 第七章　外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十六条―第六十九条） 附則 （核燃料取扱主任者免状の交付を受けることができる	目次 第一章　定義（第一条―第三条） 第二章　製錬及び加工の事業に関する規制（第四条―第十一条） 第三章　原子炉の設置、運転等に関する規制（第十二条―第二十条） 第四章　貯蔵、再処理及び廃棄の事業に関する規制（第二十一条―第三十七条） 第五章　核燃料物質、核原料物質及び国際規制物資の使用等に関する規制（第三十八条―第五十八条） 第六章　雑則（第五十九条―第六十五条） 第七章　外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十六条―第六十九条） 附則 （核燃料取扱主任者の認定）

者の認定） 第十一条　（略）	第十一条　（略）
第三章　原子炉の設置、運転等に関する規制 第一節　試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制 （試験研究用等原子炉の設置の許可の申請） 第十二条　法第二十三条第一項の許可は、試験研究用等原子炉を設置しようとする工場又は事業所（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）ごとに受けなければならない。 ２　前項の許可を受けようとする者は、試験研究用等原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。 （外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請） 第十三条　法第二十三条の二第一項の許可は、本邦の水域に立ち入らせようとする船舶ごとに受けなければならない。 ２　前項の許可を受けようとする者は、試験研究用等原子炉施設に関しその安全性を説明する書類その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなけ	第三章　原子炉の設置、運転等に関する規制 （新設） （原子炉の設置の許可の申請） 第十二条　法第二十三条第一項の許可は、原子炉を設置しようとする工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）ごとに受けなければならない。 ２　前項の許可を受けようとする者は、原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。 （外国原子力船に設置した原子炉に係る許可の申請） 第十三条　法第二十三条の二第一項の許可は、本邦の水域に立ち入らせようとする船舶ごとに受けなければならない。 ２　前項の許可を受けようとする者は、原子炉施設に関しその安全性を説明する書類その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない

ればならない。

（試験研究用等原子炉の設置に係る変更の許可の申請）

第十四条　試験研究用等原子炉設置者（法第三十九条第五項の規定により試験研究用等原子炉設置者とみなされる者を含む。以下同じ。）は、法第二十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　（略）

（外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る変更の許可の申請）

第十五条　（略）

（施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉施設）

第十六条　法第二十九条第一項に規定する試験研究用等原子炉施設のうち政令で定めるものは、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設、貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備その他の試験研究用等原子炉の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

。

（原子炉の設置に係る変更の許可の申請）

第十四条　原子炉設置者（法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされる者を含む。以下同じ。）は、法第二十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　（略）

（外国原子力船に設置した原子炉に係る変更の許可の申請）

第十五条　（略）

（施設定期検査を受ける原子炉施設）

第十六条　法第二十九条第一項に規定する原子炉施設のうち政令で定めるものは、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設、貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備その他の原子炉の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

（運転計画の届出を要しない試験研究用等原子炉）

第十七条　法第三十条に規定する政令で定める試験研究用等原子炉は、臨界実験装置（炉心構造を容易に変更することができる試験研究用等原子炉であつて、核燃料物質の臨界量等当該試験研究用等原子炉の核特性を測定する用に専ら供するものをいう。別表第一において同じ。）とする。

（試験研究用等原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合）

第十八条　法第三十五条第二項に規定する政令で定める場合は、試験研究用等原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請等）

第十九条　法第三十九条第一項の規定により試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　試験研究用等原子炉の型式、熱出力及び基数

五　試験研究用等原子炉を設置している工場又は事業

（運転計画の届出を要しない原子炉）

第十七条　法第三十条に規定する政令で定める原子炉は、臨界実験装置（炉心構造を容易に変更することができる原子炉であつて、核燃料物質の臨界量等当該原子炉の核特性を測定する用に専ら供するものをいう。別表第一において同じ。）とする。

（原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合）

第十八条　法第三十五条第二項に規定する政令で定める場合は、原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（原子炉の譲受けの許可の申請等）

第十九条　法第三十九条第一項の規定により原子炉又は原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　原子炉の型式、熱出力及び基数

五　原子炉を設置している工場又は事業所の名称及び

所の名称及び所在地（試験研究用等原子炉を船舶に設置している場合にあつては、その船舶の名称）	所在地（原子炉を船舶に設置している場合にあつては、その船舶の名称）
六　試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備	六　原子炉施設の位置、構造及び設備
七　試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量	七　原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
八　（略）	八　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（原子炉主任技術者免状の交付を受けることができる者の認定）	（原子炉主任技術者の認定）
第二十条　（略）	第二十条　（略）
第二節　発電用原子炉の設置、運転等に関する規制	（新設）
（発電用原子炉の設置の許可の申請）	（新設）
第二十条の二　法第四十三条の三の五第一項の許可は、発電用原子炉を設置しようとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。	
2　前項の許可を受けようとする者は、発電用原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。	
（発電用原子炉の設置に係る変更の許可の申請）	

第二十条の三　発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　変更の内容

四　変更の理由

五　工事を伴うときは、その工事計画

（新設）

（発電用原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合）

第二十条の四　法第四十三条の三の二十二第二項に規定する政令で定める場合は、発電用原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（新設）

（発電用原子炉の譲受けの許可の申請）

第二十条の五　法第四十三条の三の二十五第一項の規定により発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（新設）

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三　使用の目的
四　発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
五　発電用原子炉を設置している工場又は事業所の名称及び所在地
六　発電用原子炉施設の位置、構造及び設備
七　発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
八　使用済燃料の処分の方法
九　発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
十　発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る期間の上限）

第二十条の六　法第四十三条の三の三十一第三項に規定する政令で定める期間は、二十年とする。ただし、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉

（新設）

をいう。以下この条において同じ。）については、五十七年から当該既設発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの期間を控除した期間とする。	
（廃棄に関する確認を要する場合） 第四十六条　法第五十八条第二項に規定する政令で定める場合は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物をこれらの廃棄施設に廃棄する場合（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものを輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者又は使用者がこれを廃棄する場合を除く。）及び法第六十二条第一項ただし書に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。	（廃棄に関する確認を要する場合） 第四十六条　法第五十八条第二項に規定する政令で定める場合は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物をこれらの廃棄施設に廃棄する場合（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものを輸入した製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者がこれを廃棄する場合を除く。）及び法第六十二条第一項ただし書に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。
（原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格） 第六十条　原子力施設検査官の定数は二百二十四人とする。	（原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格） 第六十条　原子力施設検査官の定数は七十六人とする。
2・3　（略）	2・3　（略）

4　原子力施設検査官は加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の構造、性能及び保安について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

5　原子力保安検査官は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）並びに製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の構造及び性能について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

6　核物質防護検査官は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

（届出を受理した場合における通報等）

第六十二条　法第七十一条第六項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　試験研究用等原子炉（船舶に設置する試験研究用

4　原子力施設検査官は加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の構造、性能及び保安について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

5　原子力保安検査官は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）並びに製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の構造及び性能について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

6　核物質防護検査官は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

（届出を受理した場合における通報等）

第六十二条　法第七十一条第六項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　発電用原子炉以外の原子炉（船舶に設置する原子

等原子炉を除く。）に係る試験研究用等原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

二　実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者による法第四十三条の三の八第三項若しくは第四項又は第四十三条の三の十九第二項の規定による届出の受理

三　研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者による法第四十三条の三の八第三項若しくは第四項又は第四十三条の三の十九第二項の規定による届出の受理

四　船舶に設置する試験研究用等原子炉（研究開発段階にあるもの限る。）に係る試験研究用等原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

五　船舶に設置する試験研究用等原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）に係る試験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船運航者による法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

六　（略）

七　法第十二条の六第八項（法第二十二条の八第三項、第四十三条の三の三十二第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項及び第五十一条の二十五第三項において準用する場合を含む。）又は

炉を除く。）に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

二　実用発電用原子炉に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

三　研究開発段階発電用原子炉に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

四　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものに限る。）に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

五　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）に係る原子炉設置者又は外国原子力船運航者による法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

六　（略）

七　法第十二条の六第八項（法第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項及び第五十一条の二十五第三項において準用する場合を含む。）又は第十

第十二条の七第九項（法第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三十三第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項及び第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認（法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、実用発電用原子炉に係るものに限る。）

八　法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）

九　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認（船舶に設置する試験研究用等原子炉であつて研究開発段階にあるものに係るものを除く。）

十・十一　（略）

2～5　（略）

（国家公安委員会等との関係）

第六十三条　法第七十二条第一項の規定により原子力規

二条の七第九項（法第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項及び第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認（法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、実用発電用原子炉に係るものに限る。）

八　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）

九　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉に係るものに限る。）

十・十一　（略）

2～5　（略）

（国家公安委員会等との関係）

第六十三条　法第七十二条第一項の規定により原子力規

制委員会が意見を聴かなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一　船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る核物質防護規定について法第四十三条の二第一項の認可をする場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
二　試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもの以外のもののうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る核物質防護規定について法第四十三条の二第一項の認可をする場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
三　発電用原子炉のうち原子力規制委員会が告示で定めるもの（以下「特定発電用原子炉」という。）に係る核物	国家公安委員会及び海上保安庁長官

制委員会が意見を聴かなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一　船舶に設置する原子炉に係る核物質防護規定について法第四十三条の二第一項の認可をする場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
二　原子炉であつて前号に規定するもの以外のもののうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る核物質防護規定について法第四十三条の二第一項の認可をする場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
（新設）	（新設）

質防護規定について法第四十三条の三の二十七第一項の認可をする場合			
四　（略）	（略）		
五　試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉又は製錬施設等であつて前各号に規定するもの以外のものに係る核物質防護規定について法第七十二条第一項に規定する規定により認可をする場合	国家公安委員会		
六　船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設又は製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等	国家公安委員会及び海上保安庁長官		
三　（略）			
四　原子炉又は製錬施設等であつて前三号に規定するもの以外のものに係る核物質防護規定について法第七十二条第一項に規定する規定により認可をする場合	国家公安委員会		
五　船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設又は製錬施設、加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物	国家公安委員会及び海上保安庁長官		

七	製錬施設、加工施設	原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設のうち原子力規制委員会が告示で定めるものが法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画（同条第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。次号において同じ。）をする場合
	国家公安委員会	

六	製錬施設、加工施設	埋設施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設のうち原子力規制委員会が告示で定めるものが法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画（同条第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。次号において同じ。）をする場合
	国家公安委員会	

、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設であつて前号に規定するもの以外のものが法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をする場合		2　法第七十二条第二項の規定により意見を述べることができる者は、次の表の上欄に掲げる意見の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。
、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設であつて前号に規定するもの以外のものが法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をする場合		2　法第七十二条第二項の規定により意見を述べることができる者は、次の表の上欄に掲げる意見の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一　船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	国家公安委員会及び海上保安庁長官	
二　試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る試験研究用等原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	国家公安委員会及び海上保安庁長官	
三　特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	国家公安委員会及び海上保安庁長官	

一　船舶に設置する原子炉に係る原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	国家公安委員会及び海上保安庁長官	
二　原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	国家公安委員会及び海上保安庁長官	
（新設）	（新設）	

四　（略）	（略）	五　試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉又は製錬施設等であつて前各号に規定するもの以外のものに係る試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見
六～八　（略）	（略）	国家公安委員会

第六十四条　法第七十二条第五項の規定により原子力規制委員会が連絡しなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

三　（略）	（略）	四　原子炉又は製錬施設等であつて前三号に規定するもの以外のものに係る原子炉設置者、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見
五～七　（略）	（略）	国家公安委員会

第六十四条　法第七十二条第五項の規定により原子力規制委員会が連絡しなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一　船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者（当該試験研究用等原子炉を設置しようとする者及び当該試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次号において同じ。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分、届出の受理その他の行為（以下この条において「処分等」という。）をした場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官	
二　試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもの以外のもののうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る試験研究用等原子炉	国家公安委員会及び海上保安庁長官	

一　船舶に設置する原子炉に係る原子炉設置者（当該原子炉を設置しようとする者及び当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。次号において同じ。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分、届出の受理その他の行為（以下この条において「処分等」という。）をした場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官	
二　原子炉であつて前号に規定するもの以外のもののうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る原子炉設置者について法第七十二	国家公安委員会及び海上保安庁長官	

設置者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合		
	三　特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（当該特定発電用原子炉を設置しようとする者及び当該特定発電用原子炉に係る旧発電用原子炉設置者等を含む。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
	四　第一号又は第二号に規定する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設を譲り	国家公安委員会及び海上保安庁長官

条第五項に規定する規定による処分等をした場合		
	（新設）	（新設）
	三　前二号に規定する原子炉に係る原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第三十九条第一項の許可をした場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官

受けようとする者について法第三十九条第一項の許可をした場合		
	五　特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者からその設置した特定発電用原子炉又は特定発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第四十三条の三の二十五第一項の許可をした場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
	六　試験研究用等原子炉であつて第一号若しくは第二号に規定するもの以外のものに係る試験研究用等原子炉設置者（当該試験研究用等原子炉を設置しようとする者及び当該試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設	国家公安委員会

	（新設）	
	四　原子炉であつて第一号若しくは第二号に規定するもの以外のものに係る原子炉設置者（当該原子炉を設置しようとする者及び当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。）又は当該原子炉に係る原子炉設置者からその設置	国家公安委員会

置者等を含む。）又は当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合		七　特定発電用原子炉以外の発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（当該発電用原子炉を設置しようとする者及び当該発電用原子炉に係る旧発電用原子炉設置者等を含む。）又は当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉若しくは発電
		国家公安委員会

した原子炉若しくは原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合		
		（新設）
		（新設）

用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合	
八～十六　（略）	（略）

別表第一（第六十五条関係）

番号	手数料を納付すべき者	金額
一～十五	（略）	（略）
十六	法第二十三条第一項の許可を受けようとする者 イ　臨界実験装置の設置の許可 ロ　熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子	七十万五千円（電子申請等による場合にあつては、七十万三千円） 百四十五万三千百円（電子

五～十三　（略）	（略）

別表第一（第六十五条関係）

番号	手数料を納付すべき者	金額
一～十五	（略）	（略）
十六	法第二十三条第一項の許可を受けようとする者 イ　臨界実験装置の設置の許可 ロ　熱出力が百キロワット以下の原子炉（臨界実験装	六十三万七千七百円（電子申請等による場合にあつては、六十三万六千四百円） 二百十万千九百円（電子申

		炉（臨界実験装置を除く。）の設置の許可 ハ　熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉の設置の許可
十七	（略）	（略）
十八	法第二十六条第一項の許可を受けようとする者 イ　臨界実験装置以外の試験研究用等原子炉の熱出力の増加又は臨界実験装置以外の試験研究用等原子炉の基数の増加に係る変更の許可 ロ　その他の変更の許可	申請等による場合にあつては、百四十五万千円） 八百四十四万五千三百円（電子申請等による場合にあつては、八百四十四万三千三百円） 二百二十一万三千二百円（電子申請等による場合にあつては、二百二十一万千二百円） 七十三万二千三百円（電子

		置を除く。）の設置の許可 ハ　熱出力が百キロワットを超える原子炉の設置の許可
十七	（略）	（略）
十八	法第二十六条第一項の許可を受けようとする者 イ　臨界実験装置以外の原子炉の熱出力の増加又は臨界実験装置以外の原子炉の設置に伴う基数の増加に係る変更の許可 ロ　その他の変更の許可	請等による場合にあつては、二百十万六百円） 八百六十六万千九百円（電子申請等による場合にあつては、八百六十六万六百円） 二百七十四万六千六百円（電子申請等による場合にあつては、二百七十四万五千三百円） 四十九万千六百円（電子申

		十九		
法第二十六条の二第一項の許可を受けようとする者 イ　試験研究用等原子炉の熱出力の増加又は試験研究用等原子炉の基数の増加に係る変更の許可 ロ　その他の変更の許可	百六十五万九千七百円（電子申請等による場合にあつては、百六十五万八千三百円） 十六万六千四百円（電子申請等による場合にあつては十六万五千円）	申請等による場合にあつては、七十三万三百円）	（略）	二十
法第二十八条第一項の使用前検査を受けようとする者			（略）	二十一

		十九		
法第二十六条の二第一項の許可を受けようとする者 イ　原子炉の熱出力の増加又は原子炉の基数の増加に係る変更の許可 ロ　その他の変更の許可	百六十五万九千七百円（電子申請等による場合にあつては、百六十五万八千三百円） 十六万六千四百円（電子申請等による場合にあつては十六万五千円）	請等による場合にあつては、四十九万三百円）	（略）	二十
法第二十八条第一項の使用前検査を受けようとする者			（略）	二十一

		イ　臨界実験装置に係る使用前検査	百十三万三千円（電子申請等による場合にあつては、百十三万千七百円）
		ロ　熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る使用前検査	五十二万三百円（電子申請等による場合にあつては、五十一万九千円）
		ハ　熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉に係る使用前検査	百三十二万五千百円（電子申請等による場合にあつては、百三十二万三千八百円）
二十二	第二十九条第一項の施設定期検査を受けようとする者 イ　臨界実験装置に係る施設定期検査		二十九万八千五百円（電子申請等による

		イ　臨界実験装置に係る使用前検査	百十三万三千円（電子申請等による場合にあつては、百十三万千七百円）
		ロ　熱出力が百キロワット以下の原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る使用前検査	五十二万三百円（電子申請等による場合にあつては、五十一万九千円）
		ハ　熱出力が百キロワットを超える原子炉に係る使用前検査	百三十二万五千百円（電子申請等による場合にあつては、百三十二万三千八百円）
二十二	法第二十九条第一項の施設定期検査を受けようとする者 イ　臨界実験装置に係る施設定期検査		二十五万四千四百円（電子申請等による

二十四～	二十三	
（略）	法第三十九条第一項の許可を受けようとする者	ロ　熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る施設定期検査 ハ　熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉に係る施設定期検査
（略）	三十三万九千百円（電子申請等による場合にあつては三十三万七千円）	場合にあつては、二十九万六千四百円） 五十四万七千百円（電子申請等による場合にあつては、五十四万五千百円） 百四十六万四千九百円（電子申請等による場合にあつては、百四十六万二千八百円）

二十四～	二十三	
（略）	法第三十九条第一項の許可を受けようとする者	ロ　熱出力が百キロワット以下の原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る施設定期検査 ハ　熱出力が百キロワットを超える原子炉に係る施設定期検査
（略）	二十三万千四百円（電子申請等による場合にあつては、二十三万二百円）	場合にあつては、二十五万三千二百円） 四十六万八千百円（電子申請等による場合にあつては、四十六万六千八百円） 百二十一万八千六百円（電子申請等による場合にあつては、百二十一万七千三百円）

二十六		七十九万三百円（電子申請等による場合にあつては、七十八万八千三百円）	
二十七	法第四十三条の三の二第二項又は第四十三条の三の三第二項の認可を受けようとする者		
二十八	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	三十四万五千二百円（電子申請等による場合にあつては、三十四万三千二百円）	
二十九	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の確認を受けようとする者	三十九万千八百円（電子申請等による場合にあつては、三十八万九千八百円）	
三十	法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者	千七十万三千九百円（電子	

二十六		九十万九千二百円（電子申請等による場合にあつては、九十万七千八百円）	
二十七	法第四十三条の三の二第二項又は第四十三条の三の三第二項の認可を受けようとする者		
二十八	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	三十二万四千八百円（電子申請等による場合にあつては、三十二万三千四百円）	
二十九	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の確認を受けようとする者	五十三万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、五十三万二千二百円）	
	（新設）		

申請等による場合にあつては、千七十万千八百円）		四百二万八千六百円（電子申請等による場合にあつては、四百二万六千六百円）	三十一
		法第四十三条の三の八第一項の許可を受けようとする者 イ　発電用原子炉の熱出力の増加又は発電用原子炉の基数の増加に係る変更の許可 ロ　その他の変更の許可	
		五十二万四千百円（電子申請等による場合にあつては、五十二万二千百円）	
			三十二
		百六十六万二千二百円（電	法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者 イ　発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の
		（新設）	
			（新設）

増加に係る工事の計画の認可	三十三
ロ　その他の工事の計画の認可又は変更の認可	法第四十三条の三の十一第一項の使用前検査を受けようとする者 イ　発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事に係る使用前検査 ロ　その他の使用前検査
子申請等による場合にあつては、百六十六万百円） 三十六万八千四百円（電子申請等による場合にあつては、三十六万六千三百円）	千四百四万七千三百円（電子申請等による場合にあつては、千四百四万五千二百円） 五十九万三千五百円（電子申請等による場合にあつて

	（新設）

	三十四	
	法第四十三条の三の十二第一項の燃料体検査を受けようとする者 イ　燃料体を構成する燃料棒の数の総数（燃料体が燃料棒で構成されていない場合にあつては、燃料体の数の総数。以下同じ。）が千個以下の燃料体検査 ロ　燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個を超える燃料体検査	は、五十九万二千二百円）
	十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円） 十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円）に千個を超える千個又はその端数を増すごとに九万八千八百円を加算した額	
	（新設）	

三十五	法第四十三条の三の十二第四項の燃料体検査を受けようとする者 イ　燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個以下の燃料体検査 ロ　燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個を超える燃料体検査	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円） 六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十九千六百五十円）に千個を超える千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額	
三十六	法第四十三条の三の十三第三項の審査を受けようとする者 イ　溶接箇所が三百箇所以		百十四万四千
（新設）			（新設）

	内の原子炉容器等に係る溶接事業者検査の実施に係る体制についての審査 ロ　溶接箇所が三百箇所を超える原子炉容器等に係る溶接事業者検査の実施に係る体制についての審査	百円		
三十七	法第四十三条の三の十五第一項の施設定期検査を受けようとする者	二百二十五万九千七百円（電子申請等による場合にあつては、二百二十五万五千六百円）	百十四万四千百円に三百箇所を超える百五十箇所又はその端数を増すごとに五十七万二千円を加算した額	
三十八	法第四十三条の三の十六第四項の審査を受けようとする者	二千九百二十九万四千円		（新設）
三十九	法第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けようとする	三十二万七千五百円（電子		（新設）

	者	申請等による場合にあつては、三十二万五千四百円）	
四十	法第四十三条の三の二十九第一項の型式証明を受けようとする者	七十四万三千六百円（電子申請等による場合にあつては、七十四万千六百円）	（新設）
四十一	法第四十三条の三の三十第一項の指定を受けようとする者	五十四万円（電子申請等による場合にあつては、五十三万八千円）	（新設）
四十二	法第四十三条の三の三十一第四項の認可を受けようとする者	四百六十八万六千七百円（電子申請等による場合にあつては、四百六十八万四千六百円）	（新設）

四十三	法第四十三条の三の三十二第二項又は第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者	百八十四万七千円（電子申請等による場合にあつては、百八十四万四千九百円）	
四十四	法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	四十三万六千七百円（電子申請等による場合にあつては、四十三万四千六百円）	
四十五	法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第九項の確認を受けようとする者	百五十五万二千九百円（電子申請等による場合にあつては、百五十五万九百円）	
四十六～	（略）	（略）	

三十～			
（略）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）			

八十五		八十六	
	法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者 イ　製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下「工場等」という。）において用いた資材その他の物であつて、重量が二十トン以下のものに係る確認 ロ　工場等において用いた資材その他の物であつて、重量が二十トンを超えるものに係る確認		
	十八万五千円（電子申請等による場合にあつては、十八万三千六百円） 十八万五千円（電子申請等による場合にあつては、十八万三千六百円）に二十トンを超える二十トン又はそ		

六十九		七十	
	法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者 イ　製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下「工場等」という。）において用いた資材その他の物であつて、重量が二十トン以下のものに係る確認 ロ　工場等において用いた資材その他の物であつて、重量が二十トンを超えるものに係る確認		
	十八万五千円（電子申請等による場合にあつては、十八万三千六百円） 十八万五千円（電子申請等による場合にあつては、十八万三千六百円）に二十トンを超える二十トン又はそ		

	八十七・八十八	（略）
の端数を増すごとに二万二千四百円を加算した額	（略）	

別表第二（第六十五条関係）

番号	溶接検査を受けようとする物	金額
一	法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物（次の項から六の項までに掲げるものを除く。） （一）　（略） （二）試験研究用等原子炉施設の損壊の際に自動閉鎖弁の作動により冷却材に対す	（一）の額の四倍の額

	七十一・七十二	（略）
の端数を増すごとに二万二千四百円を加算した額	（略）	

別表第二（第六十五条関係）

番号	溶接検査を受けようとする物	金額
一	法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物（次の項から六の項までに掲げるものを除く。） （一）　（略） （二）原子炉施設の損壊の際に自動閉鎖弁の作動により冷却材に対する圧力障壁を形成す	（一）の額の四倍の額

	る圧力障壁を形成する一連の施設に属する容器 （三）～（十一）　（略）	
二～六	（略）	（略）

	る一連の施設に属する容器 （三）～（十一）　（略）	
二～六	（略）	（略）

○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）（第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（補償損失） 第一条　原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。 一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十一条の二、第二十二条第四項、第二十二条の六第二項において準用する第十二条の二第四項、第三十五条、第三十七条第四項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十三条の三の二十二、第四十三条の三の二十四第四項、第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十三条の十八、第四十三条の二十第四項、第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十八条、第五十条第四項、第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十一条の十六、第五十一条の十八第四項、第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十六条の三第四項、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第二	（補償損失） 第一条　原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。 一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十一条の二、第二十二条第四項、第二十二条の六第二項において準用する第十二条の二第四項、第三十五条、第三十七条第四項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十三条の十八、第四十三条の二十第四項、第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十八条、第五十条第四項、第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十一条の十六、第五十一条の十八第四項、第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十六条の三第四項、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項、第五十九条第一項又は第六十条第

項において準用する第十二条の二第四項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項、第五十九条第一項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定の違反で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。 二・三　（略）	一項若しくは第二項の規定の違反で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。 二・三　（略）

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（第四条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（権限の委任） 第九条　次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第五号及び第十五号から第二十四号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。 一～九　（略） 九の二　法第五十一条第三項（登録に係る部分を除く。）及び第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号（一）から（八）までに掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる使用前自主検査に関するものに限る。） 十　法第五十二条第五項において準用する第五十一条第五項から第七項までの規定に基づく権限（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる溶接事業者検査に関するも	（権限の委任） 第九条　次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第五号及び第十五号から第二十四号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。 一～九　（略） 九の二　法第五十条の二第三項（登録に係る部分を除く。）及び第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号（一）から（八）までに掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる使用前自主検査に関するものに限る。） 十　法第五十二条第五項において準用する第五十条の二第五項から第七項までの規定に基づく権限（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる溶接事業者検査に関するもの（独立

のに限る。）

十一・十二　（略）

十二の二　法第五十五条第四項（登録に係る部分を除く。）及び同条第六項において準用する第五十一条第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号（一）及び（二）に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる定期事業者検査に関するものに限る。）

十三～二十四　（略）

（略）

（略）

行政法人原子力安全基盤機構が行う法第五十二条第三項の規定による審査に関するものを除く。）に限る。）

十一・十二　（略）

十二の二　法第五十五条第四項（登録に係る部分を除く。）及び同条第六項において準用する第五十条の二第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号（一）及び（二）に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる定期事業者検査に関するものに限る。）

十三～二十四　（略）

（略）

（略）

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（第五条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業） 第四条　法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。 一　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一（五）項ロ、（六）項ロ、ハ及びニ、（七）項、（十二）項、（十三）項ロ、（十四）項並びに（十六）項に掲げるものを除く。）及び同表（十六の三）項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入りするもの 二　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項イ、（八）項から（十一）項まで、（十三）項イ又は（十五）項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入りするものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの（その一部が同表（五）項ロに	（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業） 第四条　法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。 一　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一（五）項ロ、（六）項ロ、ハ及びニ、（七）項、（十二）項、（十三）項ロ、（十四）項並びに（十六）項に掲げるものを除く。）及び同表（十六の三）項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入するもの 二　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項イ、（八）項から（十一）項まで、（十三）項イ又は（十五）項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入するものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの（その一部が同表（五）項ロに掲

掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。） 三～六　（略） 七　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は同法第五十三条第二号の使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十二条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。） 八～二十三　（略）	げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。） 三～六　（略） 七　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は同法第五十三条第二号の使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十二条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。） 八～二十三　（略）

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十二号）

（第六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（研究開発段階にある発電用原子炉） 第二条　法第二条第三項第二号の政令で定める発電用原子炉は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条に規定する原子炉とする。	（研究開発段階にある発電用原子炉） 第二条　法第二条第三項第二号の政令で定める原子炉は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条に規定する原子炉とする。

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）

（第七条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条　（略） 一～六　（略） 七　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十三条第二号の使用施設等 八～二十四　（略）	（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条　（略） 一～六　（略） 七　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十三条第二号の使用施設等 八～二十四　（略）

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

（平成十七年政令第二百八十二号）（第八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条　（略） 一～六　（略） 七　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号に規定する製錬施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質の取扱いを行う同法第五十三条第二号に規定する使用施設等 八～二十四　（略）	（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第三条　（略） 一～六　（略） 七　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号に規定する製錬施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質の取扱いを行う同法第五十三条第二号に規定する使用施設等 八～二十四　（略）

○原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令（平成二十三年政令第九十九号）

（第九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
平成二十三年東北地方太平洋沖地震により福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十二番地所在の東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同郡楢葉町大字波倉字小浜作十二番地所在の東京電力株式会社福島第二原子力発電所において発生した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設の事故に関して、原子力損害の賠償に関する法律第十八条第一項に規定する事務を行わせるため、文部科学省に、当分の間、原子力損害賠償紛争審査会を置く。	平成二十三年東北地方太平洋沖地震により福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十二番地所在の東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同郡楢葉町大字波倉字小浜作十二番地所在の東京電力株式会社福島第二原子力発電所において発生した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設の事故に関して、原子力損害の賠償に関する法律第十八条第一項に規定する事務を行わせるため、文部科学省に、当分の間、原子力損害賠償紛争審査会を置く。

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令

（平成二十五年政令第五十三号）（第十条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての法の規定の適用） 第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、法の規定（法第四十三条の三の八第一項（法第四十三条の三の五第二項第五号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三条の三の九から第四十三条の三の十六まで（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）、第四十三条の三の二十四並びに第四十三条三の二十七の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、法第四十三条の三の九第三項第一号の規定の適用については、同号中「又は同条第三項」	（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての法の規定の適用） 第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、法の規定（法第二十六条第一項（法第二十三条第二項第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）、第二十七条から第二十九条まで（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号原子炉、二号原子炉、三号原子炉及び四号原子炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）、第三十七条及び第四十三条の二の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

とあるのは「、同条第三項」と、「届け出たところ」とあるのは「届け出たところ又は第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可を受けたところ」とする。